

## Ⅶ. 整備・活用の方針

### 1. 基本方針

盛岡城跡の整備・活用方針については、今後、整備基本構想・整備基本計画等において具体的な検討をおこなっていく。本保存管理計画においては、下記の基本的な考え方および方向性を指針として示しておく。

#### (1) 整備・活用の基本的な考え方

##### ①歴史遺産としての整備・活用

- ・史跡の価値についての理解を深めてもらうための整備・活用をおこなう。

##### ②都市公園としての整備・活用

- ・中心市街地の憩いの場として、緑に親しむことのできる公園としての整備を図る。

##### ③地域資源としての整備・活用

- ・地域づくりや歴史を学ぶ場としての保存と整備を図る。
- ・地域の商業・観光資源を活かすことのできる整備を推進する。

#### (2) 整備の方向性

整備の方向性を踏まえた整備内容について、以下にまとめた。なお、整備の実施に伴う課題や、市民や地権者等からの要望等については、138・139頁表23にまとめた。

##### ①第1種地区

#### i) 方向性

一回遊性・利便性との調整を図りつつ、史跡の中核としての整備を推進する地区—

本丸跡に相当する史跡の中核地区である。公園としての利便性や回遊性との調整を図りつつ、櫓等本丸を構成した遺構の調査研究と整備を推進していく地区とする。

#### ii) 整備内容

当地区では、本丸に存在した建物（三階櫓・隅櫓等）の復元整備や本丸御殿の遺構表示及び説明板設置のほか、明治期の公園整備の際に改変された石垣の復元整備等を想定している。

また、史跡内外からの良好な景観を確保するため、周囲の樹木の取り扱いや、既存の電柱や配線等の取り扱いについて検討するとともに、公園の利便性確保のためのベンチや四阿等の維持管理について、史跡整備内容との調整を図るものとする。

なお、復元整備の推進にあたっては、遺構の顕在化を図るための発掘調査（遺構確認調査）を計画的に実施するとともに、遺構の復元整備に足る資料の蓄積を図るため、未発見の古写真や絵図、指図等の調査を推進するものとする。

## ②第2種地区

### i) 方向性

—既存の工作物との調整を図りつつ、史跡整備と都市公園整備の両立を図る地区—

盛岡城跡を構成する主要な曲輪である二ノ丸、三ノ丸、腰曲輪、内堀を中心とした地区である。明治時代の公園整備により一部改変を受けているものの、なお、遺構がよく残されている。

土塁、枳形、石垣、門など城郭としての重要な遺構の整備をおこないながら、公園としての風致と利便性の向上を図る地区とする。

### ii) 整備内容

二ノ丸大書院跡の地形や穴門周辺、三ノ丸石土居や内堀、土塁等、明治期以降の地形改変部分の復元整備のほか、吹上門や塀等といった建築物の復元整備について、発掘調査（遺構確認調査）や各種史料調査をおこないながら、計画的に推進するものとする。

また、石垣の保全に影響のある樹木については、必要に応じて伐採等の措置をおこなうとともに、現存する堀跡（鶴ヶ池・亀ヶ池）や土塁については保全を図りながら、発掘（遺構確認）調査等を経て復元整備等を実施するとともに、堀跡の水質改善等の環境整備を推進するものとする。

なお、後世に付加された要素であるが、部分的に現存する長岡安平による公園整備内容の保全を図る範囲について検討を進めるものとし、史跡の文化的景観を構成している文学碑等については、史跡整備（遺構復元整備）内容との調整を図りながら、維持・管理を図るものとする。

さらに、当該地区においても第1種地区と同様に、史跡内外からの良好な景観を確保するための樹木の取り扱いや、既存の電柱や配線等の取り扱い、公園便益施設の維持・修繕・改築等の内容について検討し、必要に応じて整備を推進するものとする。

## ③第3種地区

### i) 方向性

—公園としての機能を有効に活用しつつ、部分的に史跡整備を実施する地区—

城の中心部である第1種地区、第2種地区をとりまく御台所地区および平坦地である。土塁、枳形などの遺構の残存状況は良くないが、発掘調査により坂下門等の遺構が発見されている。公園としての機能を活用しつつ、御台所西側の法面の保存や枳形等の重要遺構の整備を部分的におこなう地区とする。

### ii) 整備内容

明治期の公園整備により撤去された枳形や土塁の整備について、発掘調査（遺構確認調査）や各種史料調査をおこないながら、計画的に推進するものとする。

また、公園としての利便性を図るため、トイレ・四阿・ベンチ等の改修や改築の内容のほか、市指定文化財である彦御蔵の活用を推進するための整備内容を検討し、必要に応じて整備を実施するものとする。

さらに、他の地区と同じく、史跡内外からの良好な景観を確保するための樹木の取り扱いや、既存の電柱等の取り扱いについて検討するものとする。

#### ④第4種地区

##### i) 方向性

—盛岡城下曲輪としての歴史性、商業機能を持つ地区としての位置付けを並存させつつ、安心・安全のまちづくりの観点もふまえ、長期的に整備を検討する地区—

商店街や道路など、現在、史跡・公園以外の利用が成されている地区である。盛岡城下曲輪としての歴史性と、観光・地域資源としての位置付けを踏まえつつ、商業機能との共存共栄のありかたについて、関係者と協議をおこないながら、本市全体のまちづくりの中で長期的に整備を検討していく地区とするため、当計画書においては方向性のみの提示に留める。

表 23 課題と整備の方向性一覧

	範 囲	課題・要望等
第1種地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本丸全域</li> <li>・御末御門に至る坂道</li> <li>・御乗物部屋跡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○明治期の石垣改変部分の取扱い</li> <li>○南部中尉銅像台座の取扱い</li> <li>○遺構（御殿・櫓跡など）の整備（復元・遺構表示等）</li> <li>○史跡整備（遺構復元等）と公園としての利便性の両立</li> <li>○老朽化した便益施設の改築等</li> <li>○石垣の維持・管理</li> <li>○外部からの景観（樹木により周辺から城郭が確認できにくい）</li> <li>○電柱・電線の取扱い</li> <li>■本丸⇄二ノ丸のバリアフリー化（車椅子で移動したい）</li> <li>■本丸天守櫓の復元</li> <li>△建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足</li> <li>◆遺構確認調査が未実施</li> </ul>
第2種地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二ノ丸 ・三ノ丸</li> <li>・榊山稻荷曲輪</li> <li>・腰曲輪 ・鳩門周辺</li> <li>・下曲輪の一部（北東土塁残存部）</li> <li>・内堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）</li> </ul> <p>※市道内丸大通三丁目線に該当する部分、普通財産占有範囲（東大通商店街の一部）を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○石垣に影響のある樹木の取扱い、○明治期の地形・石垣改変部分の取扱い</li> <li>○史跡整備（遺構復元等）と公園としての利便性の両立</li> <li>○長岡安平による明治期の公園整備範囲の保全</li> <li>○内堀の規模・形状の保全・復元，連続性の確保</li> <li>○石垣修理（二ノ丸西側，三ノ丸南東・北・西ほか）</li> <li>○外部からの景観（樹木により周辺から城郭が確認できにくい）</li> <li>○現存する土塁の保全 ○老朽化した便益施設の改築等</li> <li>○史跡整備（遺構復元等）と記念碑等の位置変更</li> <li>○サインの仕様統一 ○内堀の水質浄化・水質管理</li> <li>○電柱・電線の取扱い、○文化（文学）的景観の位置付け</li> <li>■鳩御門の復元要望 △建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足</li> <li>◆遺構確認調査が未実施 ▲市有地への駐車行為（南辺部）</li> <li>▲隣接地権者設置の擁壁が破損（史跡南辺に隣接）</li> </ul>
第3種地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御台所（多目的広場）</li> <li>・三ノ丸北側平坦地（土塁跡を除く）</li> <li>・櫻山神社境内地</li> <li>・吹上門西側から榊山稻荷曲輪を経て三ノ丸西側に至る平坦地</li> <li>・腰曲輪下南側から東側（彦御蔵周辺）の平坦地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堀・土塁・門跡の整備</li> <li>○神社建物の改築等取扱い</li> <li>○駐車場の取扱い（管理事務所・指定管理者）</li> <li>○彦御蔵の維持管理・活用</li> <li>○外部からの景観（樹木により周辺から城郭が確認できにくい）</li> <li>○多目的広場の維持管理と整備</li> <li>○サインの仕様統一</li> <li>○電柱・電線の取扱い</li> <li>△建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足</li> <li>◆遺構確認調査が未実施</li> <li>▲隣接地権者車両の乗入れ・駐車（南辺部）</li> </ul>
第4種地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下曲輪内部（櫻山神社参道地区）</li> <li>・内堀の一部（都市計画道路中ノ橋大通線及び東大通商店街：普通財産占有地）</li> <li>・内曲輪の一部（都市計画道路下ノ橋更ノ沢線）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下曲輪本来の地形・構造の顕在化</li> <li>○堀の連続性確保</li> <li>○歴史性のある景観形成（ふさわしい景観のありかた）</li> <li>○中央通～県議会議員宿舍前～東大通の道路が寸断されている</li> <li>○大手としての正面性確保</li> <li>■店舗の継続希望者が多い</li> <li>■土地（建物）の売却希望者あり</li> <li>■老朽化した店舗・住宅等建物，ライフライン改修への対応</li> <li>■商店街地区の将来像（整備計画等）の提示が求められている</li> <li>△建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足</li> <li>◆発掘調査が未実施</li> <li>▲市有地に建物・住宅設備・自動販売機等がはみ出している等</li> <li>▲行政財産・普通財産占有のありかた</li> </ul> <p>※保存管理基準及び整備方針に対して権利者との合意形成が必要</p>
凡例等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○：検討課題 ■：市民・関係者等からの要望</li> <li>◆：遺構調査の実施について</li> <li>△：整備推進に際し不足している情報等</li> <li>▲：地権者・関係者との協議が必要な事項</li> </ul>

整備の方向性	整備内容の例(案)	備 考
○回遊性・利便性との調整を図りつつ、 史跡の中核として、整備を推進する地区。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物(三階櫓・隅櫓等)の復元整備</li> <li>・本丸御殿の遺構表示及びサイン作成</li> <li>・廊下橋(本丸・二ノ丸の連絡)整備</li> <li>・明治期に改変された石垣の復元整備</li> <li>・樹木の整理</li> <li>・ベンチ, 四阿の改修</li> </ul>	※建物の整備については、未発見の古写真・指図等の調査のほか遺構確認調査が必要。
○既存の工作物と調整を図りつつ、 史跡整備と都市公園整備の両立を図る地区。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二ノ丸大書院跡の整備(地形復元)</li> <li>・吹上門の復元 ・堀の復元</li> <li>・吹上門周辺の枡形復元</li> <li>・穴門周辺の復元 ・土塁の整備(三ノ丸)</li> <li>・二ノ丸北西部石土居の復元整備</li> <li>・堀の復元及び環境整備</li> <li>・三ノ丸南東～西側の石垣修理</li> <li>・史跡南辺の法面保護</li> <li>・説明板設置 ・樹木の整理</li> <li>・ベンチ, 四阿の改修</li> </ul>	
○公園としての機能を有効に活用しつつ、 部分的に史跡整備を実施する地区。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枡形及び土塁の整備 (枡形門・台所門など)</li> <li>・彦御蔵の整備</li> <li>・明治期に植栽された樹木(梅・桜など) の保全</li> <li>・ベンチ, 四阿, トイレ等の整備 (改修・改築等)</li> <li>・説明板設置</li> <li>・樹木の整理</li> </ul>	
○盛岡城下曲輪としての歴史性と商業機能を持つ地区としての位置付けを並存させつつ、安心・安全のまちづくりの観点もふまえ、長期的に整備を検討する地区。	◎今後、地域や市民から広く意見をうかがい、整備の方向性を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定されているが公園として未供用</li> <li>・商店街(昭和21年～, S29・34に整備し現在に至る)</li> </ul> <p>※整備計画・事業実施については地元との合意形成を図った上で実施するものとする。</p>

## VIII. 史跡の管理体制と計画の推進

### 1. 基本的な考え方

史跡指定地の管理については、管理団体である盛岡市が保存管理をおこなうものとする。

### 2. 管理運営及び体制の方針

- ① 盛岡市は史跡の管理団体として、史跡の管理運営をおこなうものとする。
- ② 地域づくりや歴史を学ぶ場としての体制の構築や人材の育成を図る。
- ③ 適切な維持管理をおこなうための体制づくりを進める。

### 3. 実施及び管理体制

保存管理計画に基づいておこなうものとする。また、盛岡市は、国・県の協力を得て史跡盛岡城跡の保存管理に積極的に取り組むものとする。

- ① 史跡の保存管理は、管理団体である盛岡市がおこなう。なお、実施にあたっては、関係者との必要な連絡調整を実施するとともに、各種関連法令等との調整を図るものとする。
- ② 史跡指定地内の土地所有者が現状変更をおこなう場合は、管理団体である盛岡市と必要な協議・調整を経た上で、現状変更申請をおこなうものとする。
- ③ 史跡指定地内の災害時の復旧については、史跡を構成する主要な要素に対して、盛岡市が主体となっておこなうものとする。
- ④ 史跡指定地内において史跡・公園等の整備を実施する場合は、国・県の指導・協議・協力の下、盛岡市が主体となっておこなうものとする。
- ⑤ 史跡指定地内に所在する建築物や工作物に関する維持・管理については、必要に応じて史跡管理団体である盛岡市と協議の上、それぞれの所有者・管理者が主体となっておこなうものとする。

### 4. 庁内の協力について

史跡の適切な保存管理にあたっては、史跡整備や公園整備事業及び石垣等をはじめとする遺構の保存管理や公園施設の維持管理等について都市整備部と教育委員会事務局との間で横断的な連絡調整をおこなうほか、史跡の保存管理に関連のある事業について、関係部局との横断的な連絡調整をおこない、その推進に努めるものとする。

### 5. 市民参加の管理運営

市民参加の管理運営については、史跡盛岡城跡を市民が知り、親しみ、守っていく気運とともに、地域のシンボルとしての意識を醸成していく上で重要であると考えられる。

盛岡城跡では、指定管理者による日常管理に加え、市民ボランティアによる清掃活動等がすでにおこなわれている。現在の日常管理体制や市民団体の活動も視野に入れつつ、近世城郭遺跡として必要な維持・管理のほか整備後の日常管理や活用事業の運営について、NPOや地元町内会、市民団体などへの委託や関係機関との協働によりおこなうものとする。

## 6. 今後の取り組み

本計画策定後、整備事業を推進しながら、以下の事項についても取り組んでいくものとする。

### (1) 各種調査の実施

- ①史跡地内の大半で未実施の遺構の規模、構造等を把握するための発掘調査を実施する。
- ②史跡地内及び周辺の歴史的変遷を把握するため、文献史料調査を実施する。

### (2) 明治期以降の公園整備内容との調整

- ①長岡安平による公園整備の意匠を保存する範囲と管理内容の検討を進める
- ②明治期以降に設置されたモニュメント・顕彰碑等と史跡整備との調整をおこなう。

### (3) 公園施設整備内容との調整

- ①園路やベンチ・トイレ・電柱、照明灯等の維持・修繕、維持管理施設の設置等
- ②城郭遺構・地形を損なわない範囲でのバリアフリー対応
- ③移設された彦御蔵の公開・活用の方策

また、整備・活用事業と併せ、以下の内容についても取り組むものとする。

### (1) 市有財産の管理

- 適切な市有財産の管理をおこなう。

### (2) 櫻山神社参道地区の将来像

- 地元関係者と協議を進めながら、将来のまちづくりの方向性を定める。

## 引用・参考文献

1. 星川正甫（1874）「盛岡砂子」『南部叢書第一冊』南部叢書刊行会 1927
2. 盛岡市（1928）『盛岡案内』
3. 盛岡市（1936）『盛岡城』岩手公園開園 30 周年盛岡築城 300 年記念出版会
4. 盛岡市（1961）『盛岡市史 第二分冊 中世期』
5. 吉田義昭, 及川和哉（1983）『図説 盛岡四百年 江戸時代編』郷土文化研究会
6. 吉田義昭, 及川和哉（1983）  
『図説 盛岡四百年 下巻〔I〕 明治・大正・昭和編 世相・生活文化』郷土文化研究会
7. 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編（1986～）『盛岡藩家老席日記雑書』
8. 細井計（1987）「盛岡築城年代考」『岩手史学研究 70 号』岩手史学会
9. 盛岡市・盛岡市教育委員会（1991）『盛岡城跡Ⅰ－第 1 期保存整備事業報告書』
10. 松岡利郎（1994）「盛岡城の建築－その御三階櫓（天守）および殿舎配置・楼閣について－」  
『城郭史研究第 14 号』日本城郭史研究会
11. 盛岡市・盛岡市教育委員会（1998）『城下もりおか 400 年 盛岡城』
12. 盛岡市中央公民館（1999）『盛岡城下の街づくり』平成 11 年度企画展図録
13. 盛岡市・盛岡市教育委員会（2000）『史跡盛岡城跡石垣移動量調査報告書』
14. 工藤利悦（2002）『盛岡藩歴史史料ガイドⅠ』（盛岡市文化財シリーズ第 38 集）  
盛岡市教育委員会
15. 室野秀文（2003）「盛岡城関連石切丁場遺跡」  
『石垣普請の風景を読む』東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科
16. 盛岡市中央公民館『東北の名城・盛岡城－岩手公園 100 周年－』平成 18 年度生涯学習推進センター公開講座「いわて学講座」資料
17. 盛岡市（2007）『次の百年へ受け継ぐもの－盛岡城跡公園（岩手公園）開園 100 周年記念誌－』  
岩手公園開園 100 周年記念事業実行委員会
18. 盛岡市教育委員会（2008）『もりおかの文化財』
19. 盛岡市教育委員会（2008）『史跡盛岡城跡Ⅱ－第 2 期保存整備事業報告書－』
20. 盛岡市（2009）『盛岡市景観計画』
21. 盛岡市（2009）『お城を中心としたまちづくり計画』
22. 盛岡市・応用地質株式会社（2011）『平成 22 年度史跡盛岡城跡石垣変位調査業務委託報告書』
23. 佐々木孝文（2011）『明治期廃絶城郭の公園化について－史跡の保存活用の前史として－』鳥  
取城調査研究年報第 4 号 鳥取市教育委員会
24. 木越隆三（2011）『全国に残る石垣秘伝書』「金沢城石垣構築技術史史料Ⅱ I 全国に残る石垣  
技術秘伝」（金沢城史料叢書 12）石川県金沢城跡調査研究所



史跡盛岡城跡  
保存管理計画書

2012年3月26日

策定 盛岡市都市整備部

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸 12-2

編集 盛岡市都市整備部公園みどり課

〒020-8532 岩手県盛岡市津志田 14-37-2

株式会社 文化財保存計画協会

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル